

事務連絡
令和6年(2024年)7月8日

入札参加者 各位

箕面市上下水道企業管理者
藤田 豊
(公印省略)

入札に係る質問について (回答)

件名: 上下水道料金クレジットカード決済導入業務委託
の入札に係る質問に対する回答は、次のとおりです。

| | 業務名又は項目 質疑事項 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 一般競争入札説明書 第9(2) 契約保証金について、当社は箕面市契約規則第二十六条第三項に該当する実績を有しているため、免除申請方法を教えてください。 | 入札説明書に記載のとおり、契約保証金の納付を必要とします。(質疑事項は第三項と記載されていますが、正しくは第三号です。) |
| 2 | 入札金額積算用資料 入札金額に項目D~Iが含まれていません。 本業務を実施するうえ当該費用が発生した場合は、当社にて負担する必要があるのでしょうか。 | 入札金額は入札金額積算用資料A~Iの合計額(税抜)とします。 ※積算用資料の差し替えを行います。 D~Iの業務により費用が発生した場合においても、費用は発注者側で負担します。 |
| 3 | 入札金額積算用資料 上記項目F~Iについては、令和6年度契約において発注予定はありませんが、予定が変更となり発注が必要となる場合に備え入札額に含めてください。(F~Iについては、入札時の設定単価を契約内容に含めます。) との記載がありますが、入札額は項目A+B+C計(税抜)と指定されています。この積算用資料を全て読むと何の金額を記入すべきなのか分かりません。F~Iについては入札時の設定単価を契約に含めるとの記載がありますが、D、Eは契約単価に含めることが | 入札金額は入札金額積算用資料A~Iの合計額(税抜)とします。 ※積算用資料の差し替えを行います。 【積算用資料についての補足】 ・A及びBについては予定数量通りの発注を予定しています。 ・C~Eについては今回の委託業務において発注予定ではありますが、予定数量どおりの件数を保証するものではありません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>できず当社にて負担する必要があるのでしょうか。</p> | <p>・F~Iについては令和6年度の発注予定はありませんが、予定が変更となり発注が必要になる場合に備え、入札額に含めています。</p> <p>※F~Iの費用負担が発生すると考えられる例（いずれの例においても、費用は発注者側の負担とします。）</p> <p>例：令和7年4月予定の新システム移行が早まり、令和6年度内に移行となる場合</p> <p>例：発注者側の誤操作等により、令和6年度中に新システムにてクレジットカード決済を行ってしまった場合</p> <p>以上、A~Iの全てについて、単価（決済手数料についてはパーセンテージ）を契約内容に含めます。</p> <p>また、A~Iについていずれの費用が発生した場合でも、費用は発注者側の負担とします。</p> |
| 4 | <p>一般競争入札説明書 第10（2）</p> <p>契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。との記載がありますが</p> <p>当該経費は人件費、紙、印刷、郵送代を指している認識で問題ないでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、紙での契約書を希望される場合は、印紙代が別途必要となります。</p> |
| 5 | <p>一般競争入札説明書 第9（2）</p> <p>箕面市契約規則第二十六条第三項が適用されない理由を教えてください。</p> | <p>入札の手続きを経た業務委託については、万一契約が不履行となった場合、早期に代替委託先を見つけることが大変困難であることから、箕面市契約規則第二十六条第三号（質疑事項は第三項と記載されていますが、正しくは第三号です。）の条件を満たしている場合であっても、契約保証金の納付を必要としています。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |

以上